

2026 年度海外留学支援制度（学部学位取得型）

募集要項補足 Q&A

目次

1. 支援対象となる留学計画

- 1-1. 対象となる大学及び対象国・地域.....Q1～Q2
- 1-2. 対象課程（学士課程）.....Q3～Q8
- 1-3. 対象課程（大学入学準備コース）.....Q9～Q14
- 1-4. 支援期間・支援開始・支援終了.....Q15～Q17

2. 資格要件

《応募時に満たすべき要件》

- 2-1. 応募者身分.....Q18～Q21
- 2-2. 居住地.....Q22
- 2-3. 学歴.....Q23～Q28
- 2-4. 語学要件.....Q29～Q33
- 2-5. 成績要件.....Q34～Q37
- 2-6. 推薦状.....Q38
- 2-7. 所得要件.....Q39～Q45

《支援開始までに満たすべき要件》

- 2-8. 入学許可書.....Q46～Q49
- 2-9. 職歴.....Q50

《その他要件》.....Q51～Q52

3. 留学計画の変更【再審査】.....Q53～Q55

4. 支援内容【奨学金月額】.....Q56～Q58

5. 審査方法.....Q59～Q64

1. 支援対象となる留学計画

1-1. 対象となる大学及び対象国・地域

Q-1. 学士の学位を授与する職業専門学校（オーストラリアのTAFE等）への留学は支援対象になりますか？

A-1. 支援対象外です。



募集要項 III 支援対象となる留学計画 1.対象となる大学

Q-2. 海外の大学の日本校は支援対象になりますか？

A-2. 支援対象外です。

諸外国等に所在する大学への留学ではないので、支援対象外です。



募集要項 III 支援対象となる留学計画 2.対象国・地域

1-2. 対象課程（学士課程）

Q-3. オーストラリアの大学では、学士の学位取得まで通常3年ですが、Bachelor Honoursを希望しているため学位取得まで4年かかります。支援対象になりますか？

A-3. 支援対象外です。

オーストラリアのBachelor Honoursは、学士と修士の間の学位で、オーストラリア資格枠組（Australian Qualifications Framework（AQF））レベル8に該当します。

本制度ではオーストラリア資格枠組（AQF）レベル7の学士課程が支援対象です。



募集要項 III 支援対象となる留学計画 3.対象課程

Q-4. オーストラリアの大学では、学士の学位取得まで通常3年ですが、Advanced Bachelorを希望しているため学位取得まで4年かかります。支援対象になりますか？

A-4. オーストラリア資格枠組（AQF）レベル7の学士課程が支援対象です。

AQFレベル7の学士課程であるかを応募前に大学に問い合わせる等よく確認してください。



募集要項 III 支援対象となる留学計画 3.対象課程

Q-5. 学士・修士一貫課程は支援対象になりますか？

A-5. 条件により異なります。

学士と修士の学位が両方授与される場合で、学士課程と修士課程の期間が明確に分かれている（原則学士課程の修了後に修士課程が開始となる）場合に限り、学士の学位取得にかかる期間が支援対象となります。学士の学位が授与されることなく、修士の学位のみが授与される場合は支援対象外です。

※学士の学位が授与されるか不明な場合は、応募前に大学に問い合わせる等よく確認してください。

※東欧(ハンガリー、チェコ、スロバキア、ブルガリアなど)やイタリア等の海外の医学部では、一般的に課程修了時に修士相当の学位のみが授与されるため、支援対象外となります。



募集要項 III 支援対象となる留学計画 3.対象課程

Q-6. 芸術分野（美術、音楽、舞踊、演劇、舞台美術等、映画、メディア芸術）の専攻で、実技のみで学位取得が可能です。支援対象になりますか？

A-6. 支援対象外です。

芸術分野の実技のみで学位を取得する場合で、文化庁が実施する「新進芸術家海外研修制度」の対象となる場合は、本制度の支援対象外です。詳しくは文化庁のウェブサイトを確認してください。

<http://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/shinshin/kenshu/>



募集要項 III 支援対象となる留学計画 3.対象課程



Q-7. 芸術分野（美術、音楽、舞踊、演劇、舞台美術等、映画、メディア芸術）の専攻ですが、実技のみではありません。支援対象になりますか？

A-7. 支援対象です。

芸術分野であっても、実技のみでなく、学術的な学修や研究も行う場合等は本制度に応募できます。



募集要項 III 支援対象となる留学計画 3.対象課程

Q-8. 留学希望先はオンライン授業のみです。支援対象になりますか？

A-8. 条件により異なります。

受講する場所が日本であるか、海外であるかに関わらず、通信・遠隔教育（完全オンライン授業）により提供される課程は諸外国等に所在する大学への留学とは見なせないため、支援対象外です。

ただし、完全オンライン授業であっても、日本以外の諸外国等に滞在することを留学先大学が必須で定めている場合は支援対象です。



募集要項 III 支援対象となる留学計画 3.対象課程

1-3. 対象課程（大学入学準備コース）

Q-9. どのような場合に大学入学準備コースも支援対象になりますか？

A-9. 日本の中等教育修了資格が留学先大学の学士課程入学条件を満たさない場合に限り、支援対象です。

※応募者の語学力不足、中等教育機関における履修科目の不足、必要な手続きや試験の代替等で必要となる大学入学準備コースについては支援対象外です。



募集要項 III 支援対象となる留学計画 3.対象課程

Q-10. 大学入学準備コースを実施する大学・機関と、学士課程で進学したい大学が異なります。この留学計画でも支援対象になりますか？

A-10. 条件により異なります。

大学入学準備コース修了後、応募時に記入した留学先大学に入学できる可能性がある場合は支援対象です。ただし、大学入学準備コースの支援期間開始までに、第1希望～第4希望に記入した留学先大学における留学計画のうち、いずれかの留学先大学における学士課程の（条件付き）入学許可を得ている必要があります。



募集要項 III 支援対象となる留学計画 3.対象課程

Q-11. 国際バカロレアの成績結果によっては、大学入学準備コースが必要になるかもしれません。大学入学準備コースも留学計画に含めるべきですか？

A-11. 大学入学準備コースも含めてください。

国際バカロレア等の資格を取得見込みの場合について、応募時にはまだ資格の点数が見込み点であることにより、大学入学準備コースが必要となるか否かを判断できない（大学入学準備コースへの入学となる可能性がある）場合は、大学入学準備コースも含めて応募してください。

※応募時に大学入学準備コースを申請せず、採用後に必要となった場合、留学計画の変更に該当するため、再審査を受ける必要があります。（大学入学準備コースが不要となった場合は、再審査を受けずに変更が可能です）

※応募者が学士課程入学条件を満たしているにも関わらず、任意で大学入学準備コースに入学する場合は、支援対象外です。



募集要項 III 支援対象となる留学計画 3.対象課程

Q-12. 大学入学準備コース修了後に、学士課程の2年次に進学できる場合は支援対象になりますか？

A-12. 支援対象です。



募集要項 III 支援対象となる留学計画 3.対象課程

Q-13. オーストラリアのディプロマコースで1年学修した後、学士課程2年に編入学する予定です。支援対象になりますか？

A-13. 支援対象外です。

本制度の支援開始は、学士課程又は大学入学準備コースにおける1年次の授業開始月からとなります。

※大学入学準備コース以外で、コースを終えると学士課程2年次以降に編入学可能な教育機関に留学する場合は支援対象外です。



募集要項 III 支援対象となる留学計画 3.対象課程

Q-14. 留学先大学の付属機関（それに準ずる教育機関含む）が日本で実施する大学入学準備コースは支援対象になりますか？

A-14. 支援対象外です。

諸外国等に所在する大学への留学とはみなせないため、支援対象外です。



募集要項 III 支援対象となる留学計画 3.対象課程

1-4. 支援期間・支援開始・支援終了

Q-15. 留学希望先は学士の学位取得まで最短でも5年かかります。支援期間は「原則4年」とありますが、4年しか支援を受けられないということですか？

A-15. 必ずしも4年とは限りません。

正規課程（学位が取得でき、かつフルタイムの学生として在籍する課程）の学生として留学先大学が定める学位取得に必要な最短期間（標準修業年限）を支援します。留学先国・地域、又は所属課程（プログラム）によって、標準修業年限が異なるため「原則」としています。

※支援期間については、採用後の支援開始手続きで確定します。



募集要項 III 支援対象となる留学計画 4.支援期間・支援開始・支援終了

Q-16. カナダのCo-opプログラムで、学位取得まで5年程かかります。
支援期間はどのようになりますか？

A-16. 支援期間内であれば、Co-op（就業経験）の期間も支援対象とします。ただし、例えば、同じ学部や専攻のプログラムに、就業経験の期間が無く4年で学位が取得できるプログラムもある（応募者が選択可能である）場合、支援期間は4年となります。

※支援期間は、採用後の支援開始手続き時に確定します。



募集要項 III 支援対象となる留学計画 4.支援期間・支援開始・支援終了

Q-17. 留学希望先は学士の学位取得まで最短で3年ですが、1年間のインターンシップ（任意）を行う
(1) 場合は学位取得まで4年かかります。支援期間はどのようになりますか？

A-17. 支援期間は3年となります。

- (1) 支援期間内であれば、インターンシップの期間も支援対象としますが、本制度の支援期間は正規課程（学位が取得でき、かつフルタイムの学生として在籍する課程）の学生として留学先大学が定める
学位取得に必要な最短期間（標準修業年限）となります。

※留学先大学を休学してインターンシップを行う場合は採用取り消しとなります。

※支援期間は、採用後の支援開始手続き時に確定します。



募集要項 III 支援対象となる留学計画 4.支援期間・支援開始・支援終了

Q-17. 留学希望先は同大学で2つの学士の学位を取得できるプログラムです。それぞれの学位取得まで
(2) 本来は3年ですが、このプログラムでは2つの学位を取得するため4年かかります。
支援期間はどのようになりますか？

A-17. 支援期間は3年となります。

- (2) 同大学で複数の学位を取得するプログラムの場合、そのプログラムは支援対象としますが、本制度の支援期間は、それぞれの**学位取得に本来必要な最短期間**（標準修業年限）を確認し、その中で最も短い期間となります。

※支援期間は、採用後の支援開始手続き時に確定します。



募集要項 III 支援対象となる留学計画 4.支援期間・支援開始・支援終了

2. 資格要件

《応募時に満たすべき要件》

2-1. 応募者身分

Q-18. 過去の応募で不合格になりました。再応募はできますか？

A-18. 応募できます。



募集要項 IV 資格要件

Q-19. 応募の年齢制限はありますか？

A-19. ありません。



募集要項 IV 資格要件

Q-20. 日本国籍の他に、もう一つ国籍を持っていますが応募できますか？

A-20. 応募できます。

ただし、支援期間中に、日本国籍を放棄した時点で支援を終了します。



募集要項 IV 資格要件(1)

Q-21. 重国籍保持のため、留学に必要な査証を申請する必要がありません。応募できますか？

A-21. 応募できます。

ただし、支援期間中に、日本国籍を放棄した時点で支援を終了します。



募集要項 IV 資格要件(1)

2-2. 居住地

Q-22. 海外の高校に通っていて海外に住んでいますが、日本に住民票があれば応募できますか？

A-22. 応募できません。

日本に住所を有して住民票がある場合でも、「様式1（願書）」の記入内容及び提出書類より、**応募時（応募書類の提出期間）の主たる所属先（在籍高等学校等や勤務先）が日本であることが確認できない**場合は日本に居住しているとみなせません。

※日本国外の高等学校等を卒業し、卒業後も引き続き日本国外に滞在している場合も、日本に居住しているとみなせません。



募集要項 IV 資格要件(5)

2-3. 学歴

Q-23. 高校の留学プログラムで、海外の大学（高等教育機関）で学修したことがあります。応募できますか？

A-23. 応募できます。

高等学校等に在籍中の学位取得を目的としていないプログラムへの留学は、「高等教育機関に在籍したことがある」とはみなしません。



募集要項 IV 資格要件(4)

Q-24. 応募時までに日本の大学を退学予定です。応募できますか？

A-24. 応募できません。

日本国内外を問わず、高等教育機関（大学・短期大学・コミュニティカレッジ等）及び大学入学準備コース等に、一度でも在籍したことがある場合は応募できません。



募集要項 IV 資格要件(4)

Q-25. 応募時に、日本国内で提供される大学入学準備コース（オンライン受講含む）に在籍していても応募できますか？

A-25. 応募できません。



募集要項 IV 資格要件(4)

Q-26. 2026年4月以降に高校を卒業予定です。応募できますか？

A-26. 応募できます。

ただし、支援期間開始までに高等学校等を卒業している必要があります。



募集要項 IV 資格要件(6)

Q-27. 外国の教育制度により、中等教育修了（高等学校等修了）までの期間が12年未満ですが、応募できますか？

A-27. 応募できます。

高等学校等の卒業までの年数は問いませんので、「募集要項 IV 資格要件」を全て満たしていることを確認してください。



募集要項 IV 資格要件(6)

Q-28. 高等学校卒業程度認定試験に合格していれば応募できますか？

A-28. 条件により異なります。

以下のいずれかに該当する場合は、高等学校卒業程度認定試験に合格したことにより応募できます。

- ①過去に一度も高等学校等に通ったことがない。
- ②高等学校等を退学している。
- ③在籍する高等学校等において高校の卒業資格を得られない等の理由により高等学校等の卒業（修了）見込み証明書が提出できない。



募集要項 IV 資格要件(6)

2-4. 語学要件

Q-29. 有効期限を過ぎた語学能力試験結果でも認められますか？

A-29. 認めます。



募集要項 IV 資格要件(8)

Q-30. 期間限定で特別に実施されていた「IELTS Indicator」や「TOEFL iBT® Special Home Edition」、オンラインで受験できる「IELTS Online」や「TOEFL iBT® Home Edition」は、語学能力試験結果として認められますか？

A-30. 認めます。

※IELTSの場合は**Academic Module**の試験結果以外は認めません。



募集要項 IV 資格要件(8)

Q-31. TOEFLは、My Best Scoreでも認められますか？

A-31. 認めません。



募集要項 IV 資格要件(8)

Q-32. IELTSのOne Skill Retakeのスコアは認められますか？

A-32. 認めます。



募集要項 IV 資格要件(8)

Q-33. 留学先大学での主たる使用言語が、第一希望ではフランス語、第二希望では英語です。両方の語学能力試験結果の提出が必要ですか？

A-33. 必要です。

以下のような場合は両方の言語で本制度の資格要件（語学要件）を満たしている必要があります。

- ・ 留学先大学での主たる使用言語が希望する大学によって異なる場合
- ・ 留学先大学での主たる使用言語が2言語ある場合（大学への入学において両方の言語の語学要件有）



募集要項 IV 資格要件(8)

2-5. 成績要件

Q-34. 資格要件の「高等学校等における全履修科目の評定平均値が、5段階評価で3.7以上」を満たしていることはどのように確認すれば良いですか？

A-34. 在籍又は卒業高等学校等に問い合わせてください。



募集要項 IV 資格要件(9)、Ⅶ 応募方法 4.応募書類⑬

Q-35. 日本の高校在籍中に海外の高校に留学しました。留学中の現地の成績証明書の提出は必要ですか？

A-35. 不要です。

日本の高等学校等に在籍中の留学については、留学先で発行された成績証明書を提出する必要はありません。



募集要項 IV 資格要件(9)、Ⅶ 応募方法 4.応募書類⑬

Q-36. 2校以上の高校に通った場合の成績はどのように提出すれば良いですか？

A-36. 直近の在籍高等学校等の調査書又は成績証明書に全ての成績が反映されている場合は、直近の在籍高等学校等の成績のみ提出してください。成績が記載されてない場合でも、単位として認定されていれば構いません。

反映されていない場合は、全ての高等学校等の調査書又は成績証明書を提出してください。



募集要項 IV 資格要件(9)、Ⅶ 応募方法 4.応募書類⑬

Q-37. 海外の高校から日本の高校に転入しました。日本の高校の成績に海外の高校の成績が反映されていません。成績評価はどのように計算されますか？

A-37. 以下の方法で計算しています。

<計算方法>

「各高等学校等の評定平均値を全て足した値÷在籍する（した）高等学校等の学校数」

例) 海外の高校の成績3.8（1年生・2年生分）、日本の高校の成績4.0（3年生1学期分）の場合
→ $(3.8 + 4.0) \div 2 = 3.9$ ←本制度で使用する成績評価

※両方の高等学校等の調査書又は成績証明書を提出する必要があります。



募集要項 IV 資格要件(9)、Ⅶ 応募方法 4.応募書類⑬

2-6. 推薦状

Q-38. 2校以上の高校に通いましたが、直近の高校にはまだ3か月しか通っていません。
推薦状は以前の高校に依頼して良いですか？

A-38. 推薦状を提出できるのは直近の高等学校等1校のみです。

以前の高等学校等に推薦してもらいたい場合は、直近の高等学校等にその旨を伝え、推薦状の内容に反映してもらえるか等相談してみてください。



募集要項 IV 資格要件(7)、VII 応募方法 4.応募書類^⑭

2-7. 所得要件

Q-39. 多子世帯への所得上限の考慮はありますか？

A-39. ありません。



募集要項 IV 資格要件(11)

Q-40. 該当年度のみ、例外的に所得要件（2000万円）を超えてしまった場合は応募できますか？

A-40. 応募できません。



募集要項 IV 資格要件(11)

Q-41. 所得証明書の発行を市区町村に依頼したところ、「課税証明書」が発行されました。
これを所得証明書として提出しても良いですか？

A-41. はい。

市区町村によって、「所得証明書」の名称は異なることがあります。

例) 「課税証明書」「非課税証明書」「住民税証明書」「課税台帳記載事項証明書」

※「源泉徴収票」や「確定申告書」「年金振込通知書」「納税証明書」「報酬・料金・契約金及び賞金の支払い調書」「特別徴収税額の決定通知」の写しは受け付けません。



募集要項 IV 資格要件(11)、VII 応募方法 4.応募書類^⑩

Q-42. 母（父）が専業主婦（主夫）で収入がありません。無職無収入でも所得証明書の提出は必要ですか？

A-42. 必要です。

両親のどちらかが無職無収入でも、父・母の両方の所得証明書を提出する必要があります。所得がない（0円である）ことを証明する所得証明書を提出してください。



募集要項 IV 資格要件(11)、VII 応募方法 4.応募書類^⑩

Q-43. 両親が離婚している場合、所得証明書は一人分で良いですか？

A-43. 家計支持者が誰なのかによって異なります。

両親が離婚していても、応募者の養育費等を支払っている場合は家計支持者となりますので、父・母両方の所得証明書を提出する必要があります。



募集要項 IV 資格要件(11)、VII 応募方法 4.応募書類^{⑩⑪}

Q-44. 両親が離婚しているため、父（母）の所得証明書を提出できません。どうすれば良いですか？

A-44. 「令和6（2024）年分所得金額証明書・理由書（様式チ）」を提出してください。
養育費等の支払いがない場合や一切の連絡が取れない場合に限り、「2024年分所得金額証明書・理由書（様式チ）」に所得証明書を提出できない理由を記入の上提出してください。

※必要に応じて、事実関係が確認できる証明書類の提出を求める場合があります。



募集要項 IV 資格要件(11)、Ⅶ 応募方法 4.応募書類^{⑩⑪}

Q-45. 父・母が離婚調停中であっても、両親の所得証明書は必要ですか？

A-45. 原則、父・母両方の所得証明書が必要です。



募集要項 IV 資格要件(11)、Ⅶ 応募方法 4.応募書類^{⑩⑪}

《支援開始までに満たすべき要件》

2-8. 入学許可書

Q-46. 応募時には留学希望先からまだ入学許可を得られていなくても応募できますか？

A-46. 応募できます。



募集要項 IV 資格要件(13)

Q-47. 留学希望先から、学部入学前に、語学力を補うための語学コースに参加することを条件とする「条件付き入学許可」を得ています。応募できますか？

A-47. 応募できます。

ただし、支援期間開始までに留学先大学からの無条件入学許可を得ている必要があります。

※本制度では学士課程で学修活動を開始する前の語学コース(E S L 等)については支援対象外です。支援開始は、学士課程における1年次の授業開始月からとなります。



募集要項 IV 資格要件(13)、募集要項 III 支援対象となる留学計画 4.支援期間・支援開始・支援終了

Q-48. 既に留学希望先から2025年秋入学での入学許可を得ています。2026年秋入学に延期すれば応募できますか？

A-48. 応募できます。

2026年度中（2026年4月1日から2027年3月31日まで）に1年次の授業が開始する場合に支援対象となります。

※応募時に授業が始まっていなくても、既に大学に入学している場合は、「高等教育機関に在籍したことがある」とみなしますので応募できません。



募集要項 IV 資格要件(4)(13)、募集要項 III 支援対象となる留学計画 4.支援期間・支援開始・支援終了

Q-49. 海外の大学同士で実施されるダブルディグリー・プログラムで、最初の2年をA大学、残りの2年をB大学で学修します。入学時はA大学の入学許可書のみ発行され、B大学に入学できるかどうかは分かりません。このプログラムで応募できますか？

A-49. 応募できません。

ダブルディグリー・プログラムの場合は、支援期間開始までに、学位が授与される全ての大学の無条件入学許可書が必要です。



募集要項 IV 資格要件(13)

2-9. 職歴

Q-50. 高校を卒業して就職しました。現在も企業に雇用されていますが、応募できますか？

A-50. 応募できます。

就労経験の有無は問いませんので、「募集要項 IV 資格要件」を全て満たしていることを確認してください。

ただし、応募時又は留学するまでの間で企業等に雇用されていた場合は、支援期間開始までに退職している必要があります。



募集要項 IV 資格要件(15)

《その他要件》

Q-51. 日本国内の大学と併願したいのですが、応募できますか？

A-51. 応募できます。

ただし、応募締切後から留学するまでの間で日本国内の大学に在籍していた場合は、支援期間開始までにその大学を退学している必要があります。



募集要項 IV 資格要件(16)

Q-52. 支援期間中に、アルバイトをしても良いですか？

A-52. はい。

学修活動に支障が出ない場合に限り、支援期間中に報酬を得ることは妨げません。

※留学先国・地域で報酬を得る活動をする際、業種・報酬金額・就労時間等に制限があることがあります。必要な査証や資格等にかかる法令の規定については必ず各自で確認のうえ順守してください。



募集要項 IV 資格要件(17)

3. 留学計画の変更【再審査】※採用後

Q-53. 第5希望～第8希望に記入した留学先大学における留学計画への変更であれば、無条件で再審査を受けられますか？

A-53. いいえ。

応募時に申請した留学計画からの変更は原則として認めません。再審査は審査のやり直しですので、変更せざるを得ないやむを得ない事情がある場合に限ります。

※再審査では、第1希望～第4希望に記入した4校と同等又はそれ以上のレベルであることや第1希望～第4希望の大学で行う予定だった留学計画と同等以上に留学成果をあげられるか等、総合的に判断をして可否が決定します。



募集要項 VII 応募方法 4.応募書類③

Q-54. 第1希望～第8希望に記入した留学先大学における留学計画以外への変更を希望する場合の条件「明らかにそれら8校と同等又はそれ以上のレベル」はどうやって証明すれば良いですか？

A-54. 例えば、最新のQS又はTimes Higher Educationのワールドランキングにより、ランクやオーバーオールスコア等を用いて、明らかに8校と同等又はそれ以上のレベルであることを証明する等、客観的な指標を用いて証明してください。



募集要項 VII 応募方法 4.応募書類③

Q-55. 第1希望～第8希望に記入した留学先大学における留学計画以外への変更を希望する場合、「同等又はそれ以上のレベル」であることが証明できれば再審査に合格しますか？

A-55. いいえ。

「同等又はそれ以上のレベル」であることが証明できても、合格するわけではありません。第1希望～第8希望の大学で行う予定だった留学計画と同等以上に留学成果をあげられるか等、総合的に判断をして合否が決定します。



募集要項 VII 応募方法 4.応募書類③

4. 支援内容【奨学金月額】

Q-56. 奨学金は毎年同じ金額が支給されますか？

A-56. 国費による奨学金のため、政府の年度予算の成立状況により変更になる可能性があります。



募集要項 V 支援内容

Q-57. 奨学金とは別に授業料の支給はありますか？

A-57. ありません。

本制度では学修活動に必要な経費を支援します。その範囲内において奨学金の使途に指定はありません。



募集要項 V 支援内容

Q-58. 支援期間中に、交換留学で留学先大学ではない別の大学で学修する場合、その期間も奨学金は支給されますか？

A-58. 留学先大学における履修内容の一環または留学先大学より履修を推奨されている場合は、当該期間も奨学金を支給します。

※奨学金月額は、その月に留学先にいない場合でも学位取得に必要な学修していることを確認した上で支給します。

※奨学金月額は在籍する留学先大学の所在地に基づきますので変わりません。



募集要項 V 支援内容

5. 審査方法

Q-59. 応募者の合格率はどのくらいですか？

A-59. 機構のホームページを参照してください。

過去の応募・採用状況を公開しています。

[プレスリリース]海外留学支援制度（学部学位取得型）応募・採用状況）

https://www.jasso.go.jp/ryugaku/scholarship_a/gakubu/press.html



募集要項 VIII 審査方法

Q-60. 審査では、何が重要視されますか？

A-60. 審査基準は公表していません。

「募集要項Ⅳ 資格要件」を全て満たしている者を対象に、書面審査及び面接審査で総合的に審査します。



募集要項Ⅷ 審査方法

Q-61. 語学力や成績は審査に影響しますか？

A-61. 総合的に審査します。

語学力や成績評価が高くても、留学計画等の実行性が乏しいと判断される場合には不合格になります。



募集要項Ⅷ 審査方法

Q-62. 留学先大学のレベルが高い方が有利ですか？

A-62. 総合的に審査します。

留学先大学のレベルが高くても、留学計画等の実行性が乏しいと判断される場合には不合格になります。



募集要項Ⅷ 審査方法

Q-63. 第一次審査（書面審査）に合格した場合、願書に記入した全ての留学先大学における留学計画が支援対象として認められたということですか？

A-63. いいえ。全てが支援対象になるとは限りません。

支援対象外の大学・機関や課程については、審査対象となりません。（例：支援対象外の大学入学準備コースやオーストラリアのディプロマコース、取得予定学位が学士の学位ではない場合等）

※3月の採否結果の通知で、支援対象として認められた支援内容についてお知らせします。



募集要項Ⅷ 審査方法 1.第一次審査（書面審査）

Q-64. 第二次審査（面接審査）の日程は希望を聞いてもらえますか？

A-64. 希望は受け付けていません。



募集要項Ⅷ 審査方法 2.第二次審査（面接審査）